

基本政策小委員会（第2回：10月19日）における委員の意見概要

【総論】

（適切な対価の還元、当事者間での協議）

- 放送事業者からクリエイターに対して適切な対価が支払われるようにすることが極めて重要。今後、法改正に進むためには、権利者の合意を得ることが必要であり、合意のポイントは適切な対価還元がされるかどうかである。速やかに協議の場を設置し、議論が開始されるように進めていただきたい。
- 制度改革をするだけでは不十分であり、利益分配のメカニズムを民民でつくと駄目である。制度改革と利益分配の仕組みの確立を同時にセットすることが大事であることは河野大臣も指摘するところであり、その観点は著作権法の枠組みの中でも非常に重要だと思う。利益分配の仕組みは総務省で研究会などを可及的速やかに立ち上げ、制度改革と同時に決着できるようにすることが大事であり、文化庁からも総務省に働きかけてほしい。
- 放送と通信の融合が政策課題に上げられてから30年近くになるが、今回、大きな方向性を短時間で打ち出すことになったことは歓迎したい。放送局も権利者も納得のいく落としどころとなれば、大きな成果だと思う。法案策定までに細部の重要な積み残しがあり、運用で対応する重要事項もある。政府関係者にはステークホルダーの協議の場を設ける等、もう一汗かいていただきたい。
- 当事者間協議の場を設置し運用面の諸課題の解決を図るところについては、社会便益のために活動している皆様がぜひ歩み寄って、よりよい方法を探っていただきたい。
- 権利者の方へ適切な対価の還元が行われることを強く望む。特に、交渉力の弱いアウトサイダーの方への配慮をしっかりとしてほしい。
- 当事者間協議の場の設置について、非常に有効であると思うが、当事者間だけだと、どうしても難しいポイントも出てくるので、第三者的な中立的な立場の方もこの協議の中に入るようなルールがつけられても良いのではないかと考える。

（制度改正後のフォローアップ）

- 中間まとめでは、今回の制度改正後も、同時配信等の実施状況等を丁寧にフォローアップして、必要に応じてさらなる対応の検討を行うことも求められる旨が整理されている。改正後、実際に多くの放送事業者により同時配信等が行われているのか否か、さらには適正な対価の還元がなされているのか否かも、そのフォローアップにおける検証事項の対象とすべきと考える。

（その他）

- 権利者側への配慮もうたいつつ、放送番組のインターネット同時配信に向けた議論の方向性がここまで来たということで、歓迎したい。他方で、細かいところでは議論が積み残しのものがあり、放送事業者と権利者の意見の隔たりが大きいところもあると想像するところ、実態も踏まえながら、より望ましい姿に近づくように、今後も議論を深めていただきたい。
- 「アウトサイダー」という言葉について、各種の団体への加入は個々の権利者が様々な事情や信念で加入する・加入しないを決められていることだと思うので、非加入であることが何か非正常状態であるようなニュアンスが出る言葉は避けたほうが良い。海外の用例では、「アウトサイダー」という言葉の出現はかなり少なく、ほぼ「ノンメンバー」という言葉が使われているのでは。

【制度改正に係る論点】

（対象とするサービスの範囲）

- 権利者の利益にどのような影響を与えるかという視点が極めて重要だと考える。本来、法改正は当事者間の契約で解決することが困難な点について行うのが本筋であると理解しているが、対象とするサービスの範囲など具体的な制度設計に当たっては、くれぐれも既存のビジネスやライセンス実務に影響を与えないように十分注意していただきたい。
- 有料配信サービスが対象とならないとすると、有料配信は今後もサービスとして実施しにくいことを意味するのではないか。それでこうした放送・通信のさらなる進展は十分図っていけるのか、また、有料配信が行いにくい状況の中で、権利者への十分な利益還元が図っていけるのか。

- 有料配信の記載にイコールフットィングの観点がかかれているが、非常に重要な観点だと考える。有料配信の記載のみならず、その他の点でもこのことを忘れずに検討を進めていただきたい。

（借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化）

- 視聴者の利便性向上の観点と権利者の適切な対価の還元のバランスを図って制度化していくのは非常に重要だと思っているので、例えば推定規定の在り方など、その観点を忘れずに検討を進めて行ければ良い。

（レコード・レコード実演（アウトサイダー）の利用円滑化、リピート放送の同時配信等における映像実演（アウトサイダー）の利用円滑化）

- アウトサイダーに対しても、比較的容易に配信できるようになることに関しては、必ず権利者を探し出して連絡をするようにして欲しい。著作物を知らないうちに利用されて、下手をしたらそのことを知らないままになってしまう場合がある。
- アウトサイダーの補償金制度については、アウトサイダーに帰属すべき補償金を指定管理団体が収受することになる場合、その用途が問題になる。アウトサイダーに帰属すべき補償金が団体内部の構成員（インサイダー）に分配されてしまうことがないような制度をつくる、あるいは運用をチェックしていく必要があるのではないか。
- 制度がうまくいくかどうかの一番重要なところは、取引費用。大手でない権利者等やアウトサイダーの人たちの交渉費用をどれだけ下げることができ、交渉の場に入ってもらえるかが重要。

（権利者不明の場合の裁定（第67条）について）

- 裁定制度の補償金の事前供託免除は必要なことであるが、主体を民放事業者だけに絞るので問題はないのか。例えば、民放事業者からのライセンスによって他の配信事業者が再送信や追っかけのサービスを行う場合もカバーできるのか。

- 裁定制度は、一般的にオーファンと呼ばれるものが大変広くなってきて、汎用的に使われるようになり、制度も利用しやすいものになってきている。全体的にコンテンツの匿名化と流動性が非常に高くなってきているので、裁定制度の利活用については今後も拡張していくべき。ただ、オープンにしすぎると、悪用のケースが生じるので一定のフィルタリングをしていくような工夫が必要。
- 裁定制度の重要性は幾ら強調してもし過ぎることではない。権利者団体による実証実験は非常に有意義なものであったが、一方で、実験外で一般の方が裁定制度を利用しようとする、なお決して使い勝手のよくない部分もある。（一般の方が利用しやすいように）サポートする仕組みをつくり上げることが、今後のデジタル推進や創造のサイクルにとっては鍵になると思う。

【その他】

- ノンメンバーの人間のクリエイターが非常に増えている現在、そういった方たちをどのようにこの創作のサイクルに取り込むかは重要な課題。制度としても、一種の登録制度の拡充等を踏まえて、何らかのデータベースなどを整備していくことも必要なのではないか。
- 最近、オーファンワークスが多くなってきており、権利者を探し出すのが難しく、権利者に連絡が行かない場面が大変多くなってくると思う。可能であれば、国の力で、行方不明者を探すような仕組みや団体をつくっていただければ安心できる。
- この放送の同時配信等の議論が終わり次第、ウェブキャスティングの議論も速やかに行っていただきたい。

（以上）